

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月25日

香川県知事 池 田 豊 人

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県 第761号	菌体肥料	艶野（ つやの ）～大 地に溢 れる恵 ～	窒素全量 3.6 りん酸全量 3.3	使用される 原料、含有 を許される 有害成分の 最大量、そ の他の制限 事項は、公 定規格のと おり。	株式会社カンショク 香川県観音寺市柞 田町甲1153番 地1	令和11年3月7 日